

## 小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会（第3回）議事概要

日時 平成28年 8月5日（金） 9：30～12：00

場所 アイパル香川 第5、6会議室

### 1. 開会

特別支援教育課長あいさつ

### 2. 会議の公開・非公開

本日の会議は公開することで決定した。

### 3. 議事

#### (1) 小豆地域の特別支援教育のあり方について

坂井会長： これまでの本会議での議論や、第2回会議での参考人からの意見、保護者の意識調査結果などを踏まえて、検討事項である「障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり」、「学びの場の関連性」、「教育相談の体制づくり」、「教員の専門性」の観点で対応策について、意見交換をしていきたい。

#### ①検討事項の論点整理

説明：事務局（資料1～3）

#### ②意見交換

会 長： 委員から、小豆島の手をつなぐ育成会の中の小豆島特別支援学校設立部会という任意の団体が、小豆島における特別支援学校についてどのように考えているのかをまとめた案を出しているので説明したいとの要請があったので、説明していただく。

委 員： 名称は特別支援学校という形で入っており、愛称としては、オリーブ学園である。学部構成も幼稚部から小学部、中学部、高等部の4つである。そして、通級指導教室もここでやってほしいということである。設置場所については、医療関係とか一般の学校との交流も考えて、優先順位で7つまでである。教育目標は3点挙げている。個に応じた教育、地域につながり、地域を生かす教育、自然の中で豊かな心を育む教育、である。設備としては、資料にあるような施設を整えてほしいという要望である。

補足として、難しいかもしれないが、地域との交流を深め、地域の学校での専門性を高めるために、特別支援学校の教員8割と地元の小中学校の教員2割の割合でスタートしてはどうかという提案である。最後は、分校ではなく本校を希望する理由の意見で、理由は5つある。1点目は県内のインクルーシブ教育を進めるために、2点目は様々な障害種の児童生徒と一緒に学習しやすくするため、3点目は学校行事を島内で行うため、4点目は職員の連携を取りやすくするため、5点目は適切な設備を準備し、円滑に運用するためである。

小豆島の特別支援学校をつくるための検討会議の皆さんはこういう形を希望していることで、ぜひともこの考えを取り入れて、参考にしていただいたらありがたい。

会 長： 確認であるが、両町の方は、この案が、町の教育長の考え方と解釈してよいのか。それとも任意の団体の意見であって、委員としての意見ではなく、小豆島の現状を説明するという解釈でよいか。

委 員： 私たちも2人とも検討会議に参加しているので、私たちも同じ考えである。

委員： 個人的には、手をつなぐ育成会の検討会議にも参加しているので、基本的にはこの考えに賛成である。しかし、町の教育委員会として、まだ、これはまったく手を付けていないので、あくまでも個人としての意見である。

会長： これについては、町のどこかで検討されることがあるのか。両町の教育長に出ているのは、教育委員会としての意見は大事なことだと思っている。これは任意の団体のものであるということだが、これが委員の代表としての案と判断してもいいのか。特に、分校でなく本校だという理由が具体的に書いてあるが、これらの内容は分校で対応できることもかなりあると思うが、分校ではなく本校を希望することで単独校の設置についても、両町の教育委員会としては、その方向で話がまとまっていると解釈してもよいのか。

委員： できたら単独校でということである。

委員： 単独校が望ましいというところまでは話はいろいろきているが、最終結論には至っていない。

会長： 人事のことが課題として出ているが、地域の小中学校の専門性も同時に高めていかなければいけないことから、県立学校と地域の小中学校との人事交流はどの程度可能で、検討の余地があるのかどうか。

事務局： 基本的には、小中学校の教員も任命権者は県の教育長であるので、県立学校と小・中学校間の人事交流は可能である。今も実際にやっているし、やることは十分に可能であると思っている。

会長： 任命権者が教育長ということなので、人事交流は可能であるということである。

委員： 県の資料については、細かく比較しており分かりやすくこれに沿って検討していけば良いと考える。育成会から出た資料については、まず、対象とする幼児児童生徒について、22条3に規定されている子どもに加えて、特別支援学級相当、通級指導の対象の子どもまで含まれていることについては、小豆島の地理的ハンディを考えたとしても、大元になる考え方なので、根本的に十分検討していただく必要がある。

会長： 対象の子どものところで、特別支援教育を受けることが望ましいと判断された子ども、発達障害のある子どもで通級指導対象の子どもも特別支援学校で対応してもらいたいとなっている。基本的には特別支援学校の対象ではない子どもたちも対象にしているところで、インクルーシブの流れから言うと、排除の方向になる恐れがあるのではないか。町としては、自閉症・情緒の特別支援学級に入っている子どもたちに対しても特別支援学校に入れるという方向でまとまっているということか。

委員： これは、あくまでも入れるということではなく、入りたいという親の希望で、入れてしまうというのではなく、親がどうしても22条の3ではないが、特別支援学校の教育を受けたいという時には、可能にしてあげたいということである。新しい学校をつくるのであれば、新しい発想もあって良いのではという捉え方である。

会長： 特別支援学校に行くことが望ましいと判断するのは、どこが判断するのか。

委員： 就学指導委員会があるので、そこで十分に保護者の希望も聞きながらということになると思う。

会長： 小豆島の保護者からは、小・中学校の特別支援学級の教員を含めた教員の特別支援

教育に関する専門性は低いという意見が出ているが、特別支援教育に関する小・中学校の教員の専門性を高めるための方策とかの対応をしているのか。

事務局： 特別支援教育については、悉皆の研修として、初任研、5経、10経、20経、管理職研修などの中には、必ず特別支援教育に関してのことは入れている。新しい特別支援学級の担当になった教員については、新任の研修を何回かしている。障害種別で特別支援学級の担当教員については、特別支援学校において順番に会場を変えて、そこで実際に授業を見たりしている。また、内地留学にも行っている。

会長： 発達障害とかの専門性についてはどうか。

事務局： 現在の学校において、特に若い先生方の悩みを聞くと、発達障害の子どもたちへの対応は非常にニーズが高まっているのは把握しているが、それに特化した事業はしていないのが現状で、経年研修とか、各学校での現職教育とか、各自の研修にゆだねられているのが現状である。関心が高いということは把握している。

会長： 各学校の研修の中で実際は行っているところがあるということだと思う。専門性を高めることが喫緊の課題であることは間違いない。

委員： 県教育委員会の特別支援学校の考え方として、法律で決まっているので、22条の3相当の子どもは受け入れることができる。また、就学決定の手続きが変わって、相当と判断された子どもでも、本人、保護者、関係機関との合意形成があれば、地元の小・中学校へ行けるという考え方で、全県下対応をしている。この資料にある通級指導教室は、小学校に設置するというので、特別支援学校に設置することはない。22条の3相当の子どもは、特別支援学校で学ぶことができるが、22条の3相当でない子どもは、特別支援学級なり、さらに、特別支援学級の障害の程度にも当てはまらない子どもは、通常の学級において、支援員を配置していただいて学んだり、担任先生が配慮して学ぶという、学びの場がある。この検討委員会では、特別支援学校の議論もしているが、併せて、地元の小・中学校で学ぶ子どもたちの特別支援教育のあり方についても、これは、先生方の専門性の向上に尽きると思うが、そちらの方の議論も深めていただきたい。

会長： 任意の団体の資料について、町の教育委員会が合意しているという形でだと、特別支援教育についての法律を完全に無視したことを教育委員会がやろうとしているのではないかととられることは良くないのではないかと思います。法律から言うと22条の3の対象の子どもが特別支援学校で、あとは特別支援学級、通級指導教室、地域の小中学校で見るということになっている。ちなみに小豆地域で22条3相当の子どもは、どれぐらいいるのか。もし仮に学校をつくらなくなった場合、一人学級になるとか、集団の確保が難しいという説明もあったので、対象となる児童生徒がどれぐらいいるのかが分かれば教えてほしい。

事務局： 第2回会議の資料2にある。平成28年度では、小学校は、知的が20名中4名、自閉症・情緒は26名中2名、肢体不自由は4名中4名、病弱は8名中7名が22条の3相当であり、中学校はいないので、島内の特別支援学級にいつている子どもたちのうち、特別支援学校相当は17名である。特別支援学校は、香川中部養護学校と高松養護学校を合せて17名なので、島内にいる22条の3相当、すなわち特別支援学校相当は34名である。このあたりで想定をすると、例えば小学部の知的だと、1年生は1名であるとか、3年生が1名であるとか、たくさんいても3名ぐらいまでの学

級にしかならない。肢体不自由になると、欠学年が当然できて、各1名ぐらいである。病弱についても同じようになると思われる。

会 長： 学校をつくる時に10年先の子どもの数も重要になるのだが、少子化で、小・中学校の教員の専門性のレベルも上がって、特別支援学校を撤退しなければならなくなった場合、その後、施設はどのように維持するのか、どのように活用するのかを考えなければいけない。学校の児童数はどれぐらいになるのかという教育委員会の試算は出ているのか。

委 員： 人数までは正直検討できていない。それは、保護者の考えや意向をいかにどう図っていくかという部分があるので、就学指導委員会等で22条の3相当の結論がでて、簡単にすっとできないことである。しかし、地域の保護者の願いが我々にひしひしと伝わってくるので、そういう観点では、個人的には大いに協力していきたいと思っているが、教育委員会としては、今ではそこまで体制づくりができていない。

委 員： 小豆島町の小学校の人口推移は約500名程度で続いていく予定である。なぜかというのと、毎年100名の移住者がきて50名が残る。出生が年間大体80名を維持していった場合には、小学校は500名を横ばいで維持できる。中学校は大体300名となる。ということは、あと、特別支援教育に関係する子どもたちは、年々増えてきているということなので、だいたい今の人数の横ばいか増加傾向になると考えている。

会 長： 確認したかったのは、小豆地域で17名の特別支援学校相当の子どもたちのための単独校が必要なのか。それとも人数が増えるというのは、小学校の17名が増えるのか、それとも、説明された資料にある22条の3相当だけで考えていなかったのか、単独校という話があったのか、説明をしてほしい。

委 員： 今は17名だが、おそらく保護者は、前のアンケート結果にあったように、様子を見るということなので、もし2～3年の様子で、これがすごくいいよとなれば、増えていく可能性がある。22条の3相当の子どもが、以前に比べて、毎年少しずつ増えているのが現実であり、現在の17名より増える可能性が強い。

会 長： 小豆島で22条の3相当の児童生徒数が増えるというのなら当然考えないといけないことも出てくると思う。高等部で軽度の子どもたちが増えているというのは昨今の事情でよくあるが、小・中学校は減っているところも結構あるので、その認識はしていなかった。

事務局： 第2回会議の資料2に、土庄町と小豆島町を合わせた22条3相当の人数の経年変化を載せているが、知的と情緒は横ばいの人数で推移しており、病弱が最近少し増えてきている。この人数は個別のそれぞれの子どもの状態によって変わってくるので、将来的なことまでは何とも言えない。

会 長： 病弱の子どもは少しずつ増えているが、知的、肢体不自由についてはそうではないとのことである。そのような解釈でよいか。

委 員： よい。

会 長： 病弱の方の充実が必要なかもしれない。

委 員： 増えているという印象は、発達障害とかのイメージがかなりあると思う。22条3相当の肢体不自由の子どもは、分室でできる限り対応していき、知的障害については香

川中部養護学校の力を借りれば、十分に対応できるし、特別支援学級については十分に対応していけると思っている。小豆分室では相談機能についての課題が大きい。小豆地域の小・中学校の教員の専門性と関わって、課題になっていて、その辺りが混同されているので、十分に整理をしていただく必要がある。相談機能については、現状では、十分だとは思っていないので、来年度以降について検討していく必要があるし、特別支援学校ができるにしても、地域の人材を確保する意味で何らかの方策をとっていく必要があるのではないかと思う。過去の資料を見ると、特別支援教育コーディネーター専門研修や養成研修を過去に受講している小豆島の小・中の教員が、今年度も両町の各小・中学校に2名ないし3名はいるので、そういう教員を核にして、校内の発達障害等についての研修を深めたり、相談をしたり、担任の先生の相談にのったりすることは難しいのか両町に聞きたい。

会 長： 専門性を担保するところで、研修を受講している教員が各学校に2～3名いるのだが、校内の研修や相談はどうか。

委 員： 校内の研修体制はできていると思っている。しかし、先生方が困難に直面しているのは、重度の子どもたちの指導、扱いをどうするのかという点である。一つ教員が間違った指導、体制をとれば、生命や発達の障害をさらに大きくするのではないかと、これを教員が自身の指導を心配している現状がある。小豆分室の教員に期待するのは、細かい配慮や指導の面での内容や密度の濃いセンター的機能に期待している。

会 長： 島内の重度の障害のある子どもたちの学びの場の確保でいうと、現在の訪問教育だけでは不十分なところもあるので、教室みたいなものをつくっていくことを検討していく必要がある。校内の研修体制の中でも、重度の子どもたちに対する配慮等についてもまだまだ不十分で課題である。発達障害の研修については、校内でも行われているとのことであるが、発達障害については、喫緊の課題ということは、事務局からの説明でもあった。各学校にいる特別支援の研修等を受けられた教員の専門性を発揮するシステムがあるのかどうかについてはいかがか。

委 員： 各学校ではそれぞれ核としてやっているが、不十分なことがあるから、小豆分室にお願いしている。命にかかわる重度の子どももいる。併せて発達障害でもいろいろな対応をしていかなければということで、学校で不十分なところを相談している。

委 員： 事務局から示された4つのポイントの内、学びの場と各学びの場の関連性、教育相談と専門性を高めるのは一緒にして教員の力量を高めることで考えればよいと思う。小豆地域にいて障害のある子どもを持つ保護者は、子どもたちを地域で育てたいという気持ちと、みんながそういう子どもたちを地域で育てるという気持ちを持ってほしいとの思いがすごく強いと感じている。そういう観点で、障害のある子どもたちをどういう場で教育をしたらいいのかを深めていく。今回、特別支援学校、分校、分教室について表にまとまっているので、これから生まれてくる子どもも想定しながら、こういう場がより望ましいのではないかが出ればと思っているが、一気にそれが前進するとは思わないので、その中で、教員の専門性を高めながら、どの特別支援学校にしていくのか、本校、分校、分教室にしていくのか、今の分室の形にしていくのかを考えていけばと思っている。

もう1点は、教師の専門性を高めることで、保護者の意識は、地域の子どもたちと同じ場で一緒に教育を受けたいという思いもあるが、ただ、教育の内容は同じではない、障害があるので、そこは障害に応じた教育をより専門性の高い教員に指導、支援

してもらいたいというのが保護者の本音だと思う。だから、教員の専門性をどのようにして高めていくのかは、いろいろな考え方が議論の中で出てきたらいいと思う。

特別支援教育の観点が出てきたときに、それぞれの県がスタートのスタイルが変わって、いろいろなものが出てきた。香川県は連携訪問であった。他の県では香川県のような連携訪問はしていなかった。香川県が発表したときにそういうやり方があることを他県の人が学んだことがあった。北陸か東北の県では、特別支援学校の教員と小・中学校の教員の人事交流をしており、必ず3年というのを決めていた。日々実践を共にして力を付けて学校に帰り、小・中学校の先生に浸透させていっている話があり、いい方法だと思った。今回、資料がきれいに整った中で、いろいろと意見をだして、どういう学びの場にするのかと、教員の専門性を高めていくこと、その2点に絞ると話しやすくなった。

会 長： 人事交流の充実ということで、専門性を学んで教員のレベルを上げていくこと。学びの場についても、資料のそれぞれの特徴から話を進めていきやすいこと。小豆分室では不十分だというのは明らかで、皆さん共通していることである。それでは、分校なのか、分教室なのか、単独校なのかというところで、小豆島の検討会議の案が出てきて、本校ということになっている。分校として機能しても、不十分なところはないと検討会議の案を見て感じるのだが、本校、分校、それぞれのメリットについて何か意見はあるか。

委 員： 先程の22条3相当の子供がどう推移していくかにもかかわってくると思うが、今までの推移として、第2回の資料2の数字を足し算していけば出るけれども、ここ2、3年が34名前後、その前は40名前後、その前は37名ぐらいの数字になっており、今後も、30名前後ではと予測はしている。これも先ほど言ったけれども、22条3相当と言っても、保護者の要望や本人の希望によって、地元小・中学校の方に行くので、最大そういう数になる。そういった子供の集団での学校を考えた時に、子どもを中心に見た時に、集団ができるかどうか。そのあたりは大切な観点だと思う。それは障害種にもよると思うが、特に知的な子供にとって、少人数で授業をすることになる。肢体不自由や病弱の子どもたちにとっては、障害の程度によるけれども、1対1が良い場合もある。そういうふうに子どもの学習集団が確保できるか、確保が難しければ、高松の学校と連携する、一緒に活動するというあたりも大切な見方の一つである。

保護者も保護者意識調査の結果から、保護者のまとめや保護者間の交流も期待しているところもあったかと思うけれども、やはり小豆島単独だけでというと、そこでの交流は限られてしまう。それよりも高松の方で同じ障害のある子どもの保護者との交流をして、いろいろ情報交換ができる。そういった保護者のニーズはあると思う。

委 員： 先ほどの委員の学びの場と教師の専門性を高めるという2つの観点から考えると、22条3相当の子どもの保護者の要望を見ると、毎日通える学校が欲しいということで、それは大事だと思う。分校なり、分教室の形で、毎日通える学びの場が22条3相当の子どもに整っていくというのは必要と思う。ただ教師の専門性に関しては、分室の今の状況では、十分に対応できない状態になっているので、最近、高等学校にも通級指導教室をという文部科学省の話も出てきているので、今は小学校しか通級指導教室がない状態であるので、中学校や高等学校に通級指導をこれからどう考えていくのかも含めて、肢体不自由に限らず、知的、病弱も含めた専門性を上げる計画的な研修を、町と県で協力して、具体的に考えていく時期にきているのではないかと考える。

会 長： 専門性に関して、センター的機能の役割の話しになったときに、例えば本校や分校

等ができるにしても、すぐに来年からできるわけではないので、その間に相談件数にどのように対応するのかということであったり、その間の子どもたちをどうするかということであったり、特別支援教育を考える上で重要な視点なので、研修については、県と町で協力しながら、発達障害の子どもたちの教員の専門性を上げていくという取組みは、この会の報告の中できちんと書き込んでいく必要があると思う。

委員： この分校ということは、障害種は一つではなく、それぞれの障害種を置いた分校を一つのなかで作るという捉え方で構わないか。

委員： 対象障害種の捉え方の基本のところは、小豆地域にいる障害のある子どもたちが全員入ることができる学校ということ想定しての障害種の設定だと思う。

会長： 前回の会議の時に運用方法で可能ではないかという話だったと思う。実際に例えば、肢体不自由の子で準ずる教育を必要としている子どもについては、小豆島高校で大学進学ができた方もいる。同校では発達障害や肢体不自由の準ずる教育課程の子どもたちの支援はすごく充実していて、成功している例として評価もされている。そういうことから考えると、障害種のところで運用の中でうまく対応ができれば可能なのではないか。むしろ総合にしてしまうと、コスト面とかを考えたときに、運用がすごく難しくなるのではないかと思う。検討会議の案の中にも、準ずる教育課程の仮に肢体不自由の子どもがいた場合には、小豆島中央高校と連携したらどうかという参考になる案も書かれている。だから一概にこれを否定するわけではなくて、この案の中でいいところを生かしながら、どういうスタイルの学校が、特別支援教育が良いのかということになる。

委員： 小豆島の地理的な面も含めて、格別にいろいろな検討をしていただきたい。というのは、高松の方との学校の違いがある。そういう意味で、県としてもルールとか規則とか県の条例に縛られるのはよく分かるが、そういう意味で新しい学校を作ろうという観点の中で、小豆の独自性のある学校を目指していただけたらありがたい。保護者の願い、地域の願いを、新しい学校、新しい中身に加味していただければとの願いを持っている。

会長： 学校、単独校にしても、分校にしても、また新しいアイデアとして、それはセンター的機能の充実であったり、研修の充実、人事交流であったり、運用上の様々な課題をクリアすることのできる形であったり、そういうことで考えた時に、本校でないといけないという理由は、保護者の願いが出てきているので、整理してみたいと思う。

委員が持ってこられた資料で分校ではなく本校を希望する理由については、分校でも本校でも可能である。だから、分校に対するイメージが若干、計画された時に違う雰囲気を持たれたのではないかなどの印象を持っている。ここの理由については、全部分校でも対応できると考えられる。

委員： 特別支援学校は今、香川県は主たる障害種に応じた学校の設置ということになっているけれども、県立の特別支援学校間は、活発に人事交流も行われているので、肢体不自由の学校にいた経験もあるし、知的障害の学校にいた経験もあるし、病弱、視覚、聴覚についての経験もある。特別支援学校の教員は全員が全員というわけではないが、いろいろな障害種に応じた経験をしてきている教員が多い。その職員の連携については、多少、障害種の違う子どもが運用としていても、逆にいることで、お互いに参考になったり、プラスになることがある。それは分校でも本校でも十分可能である。

委員： 香川中部養護学校に赴任した時には、分校と分教室があった。分教室は、龍雲学園の施設内にあった。分校もみどり学園の中に学齢時の方がいたので、施設の中に学習する建物があって、そこで教育をしていた。その時は、ある程度の学習集団が確保できていたので、私たち教員も異動があり、数年、分校にいてということで、本校との交流もあった。その当時は、管理職に相当する分校主任がいて、週1回は、本校の部主事と一緒に来て、教育について話し合ったり、運営面での調整をしていた。校長先生は、週1日、分校の方に来ていた。教育は専門家による指導・支援だったので、本校と変わらず教育はできていたと思う。

会長： 両町の委員に確認したいのだが、これまでの議論で、私の方で本校を希望する理由に対して分校でも対応できるのではないかと整理したのだが、これを任意の団体のところで説明をしてもなお、本校を強く希望する理由は何かあるか。本校と分校の違いが良く分からなかったからこうなっているのではないかと解釈したのだが。

委員： もし、今後、目の不自由な子どもがいた場合、今は、盲学校に通っているのだが、この分校というスタイルで仮にいくとすれば、そういう子どもが出た場合、これは、どのように対処するのか。その場合は、盲学校の分校も機能するのか。広い障害種別に対応できるのかどうか。

会長： 全盲の子どもたちは、地域の学校に出て行き、地域で生活をしている。高等部の段階で理療科に行っている。多分、聴覚障害、視覚障害については、特別支援学校に行って、一人だけで学ぶというよりも、学力が備わっていれば、地域の学校で参加するという保護者のニーズも高くなっている。平井小学校に視覚障害の子どもがいるので、盲学校の先生がそこに転勤をして対応していた。盲学校の小学部は、準ずる教育課程のお子さんはいないと思う。医学の進歩で、視覚障害の方が減っているという現状もあるので、ここは、地域の小・中学校の先生に頑張ってもらって、委員会が応援をする方向でいかないと、視覚障害だから盲学校でという話にはならないと思う。

委員： 聴覚はどうか。

会長： 聴覚も同様で、準ずる教育課程の方は、ほとんど地域の学級で学んでいる。

委員： 中学生になる段階では、どのようになるのか？

会長： 中学校の段階になると、一部、高校受験等で特別支援学校に行く場合はある。

委員： 盲学校にいた時には、地域の学校にいた方は、準ずる教育の課程で学習ができる方であった。たくさん的小学校にいた。連携訪問で、盲学校の教員が小学校に出向いて、学級の先生にアドバイスをしていた。小学校5年生くらいからや、中学校から途中で、盲学校に来る場合もある。それは、全盲の方であった。準ずる教育課程の方は、地域の学校でパソコン等を使いながら、対応して学んでいた。最近は教育機器も進んでいるので、地域の学校でやっていけるのではないと思う。ただ、22条3相当に該当する子どもについては、特別支援学校に来て、いろいろな機能を高めていくという学習をしていたのが多かったと思う。

委員： 弱視と難聴については、特別支援学級や通常の学級で対応しているが、問題は重度の子どもである。全盲、重度の難聴の方は、分校で対応できるのか。

委員： 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、これらの障害については、障害の程度が問題になってくる。知的障害を伴わないそうした障害の子どもについては、地元の小中学校

で学ぶなり、より専門性の高い高松養護学校で学ぶことが、その子どもにとっての可能性を伸ばすことは大いにあると考えている。ただ、その障害にプラス知的障害を併せもつとなかなか島からも出ることができないので、そういう子どもたちの学びの場の確保は大切だと考えている。

会 長： 本校であれ、分校であれ、学びの場として機能するので、どちらも対応可能だと考える。視覚障害の学校を経験された教員が分校に配置されることになれば、対応はできる。特に重複障害がある方は、多分点字は使われない。知的障害の専門性と視覚障害の専門性を併せ有する教員が、地域でそういう方が入学される場合には、その教員が配置されることで可能だし、センター的機能で過去に経験がある教員がいれば可能で、分校でも本校でもどちらでも解決できると思われる。本校でなければいけないという、今までの議論でクリアできない課題はあるか。

委 員： 一番は、障害のある子どもたち全てに対応できればいい。分校、本校という形で、今から検討して、今、分校の考え方をとっていると思うが、これについては、再度、私の方が任意の団体に説明をしておく。一番は、障害のある子どもたち全てに対応できる教育を目指したいことが前提である。

会 長： 前回の話であったように運用で何とか可能であればということである。もう一つ大事なこととして、高等部のことに少し触れておいた方が良く思う。分校の場合も高等部の検討の必要があると思うが、島にいる重度で、島から出ることができない子どもたちの場合、学びの機会として、これは障害程度によると思うが、重度の方の場合は、高等部の進学も重要と思う。

委 員： 重度の場合については、選択できる方がいいと思う。保護者の意見を見ると、卒業後のことが一番気がかりだということで、小豆島で十分に就労、福祉の場が確保できるのであれば、それに越したことはないが、十分に希望される所は確保できないという現状のようなので、それについては、小豆島町でも福祉とか医療とか就労についても考えていく方向にはあると思うが、これは1年、2年で整備できるということではないので、高等部については、選択肢としては島外の特別支援学校も含めて考えていく方が子どもや保護者のニーズには合っていると思う。

会 長： 将来の生活のことも考えた時に、一度、高松に出ると戻れないという、高松の方が福祉関係も充実しているという事実も保護者が感じているということもこの前の調査でもあったが、そこは、両町がいかに魅力ある福祉のまちづくりをしていくのか、それは教育委員会だけの問題ではないが、必要なことであると思う。

委 員： 今までも中学校を卒業した後、高松で寄宿舎に入って、生活できる力がついた子どもにとっては、高等部に入らせていただくことで捉えている。しかしながら、重度の子どもについては、中学校卒業後、自宅にいることが多かったのではないかと推測する。これはやはり、障害の程度による面が多分にあるような気がしている。

委 員： 高等部については、重度重複の子どもで、なかなか島から出ることが難しい、そういった子どもに対する学びの場の確保は大事なことと思う。ただ、知的障害を含めて軽い障害のある子どもにとっては、就労の選択肢を増やす意味で、島に残らせるのはどうだろうという気がする。

会 長： 軽度の知的障害のある子どもは、小豆島の高等学校に進学して卒業している。私は土庄高校も小豆島高校も訪ねているが、非常に単位をとるための工夫をされている。

これは、軽度の子どもは、特別支援学校を選択するのか、小豆島中央高校の体制によると思っている。

ここまでのことを整理すると、特別支援学校のような本校、分校のような形のものが必要で、この場合、両町の委員も分校という形でも解決できるのであれば、必ずしも本校にこだわっているわけではない。その時の障害種別は、柔軟に対応できるのであれば、そのような形の学校で、高等部は選択肢の一つとして設置するというのが良いのではないかとということである。

障害がある子とない子の共同学習等については、例えば、学校をつくるとなった場合、どの場所にできるかによって、連携の方法はすごく変わってくる。これは検討会議の案の中にも連携が図れる方が良いと書かれている。病院との関係によると、中央病院と池田小学校の間ということだが、ここにつくると交流はできにくいのではないかとこの恐れがある。設置場所を検討する際の材料として、小・中学校の近くにあることが条件で報告しておかないといけないと思う。

委員： 小・中学校の近くにあるというのは、条件だと思う。というのも小・中学校の場合は教育委員会がかんでいるので、必ず交流ということはできると思うので、そういう方向の方がありがたいと思う。

委員： 交流にしても共同学習にしても、やっぱり近いところというのは外せないなと思っている。保護者の方からは、ベストなのは、同じ敷地の中にあれば、そういう機会がいっぱいもてるので、ありがたいということは話しに聞いている。病院等との絡みなどもいろいろあるので、場所の選択については、難しいと思うが、そういうことも頭に入れて、どういう学校の体系にするのかを考えていかなければならないと思う。

委員： 立地の場所と交流とは大きな要因に関わってくると思う。したがって、立地の場合にそういうことも十分考慮しながら、今後選定していったらいいと思う。

会長： 教育相談の体制づくりについて、町立学校の教員の専門性の課題とか、小豆分室の教育相談が多くなり、発達障害についても対応しないといけないことで負担が大きくなっている。センター機能の充実の役割は、教員の専門性を町の教育委員会ときちんと連携して育てていくこと、それで、必要に応じて、町立学校の教員との人事交流も県は可能ではないかということなので、学校ができた時には、そこに3年とか、町の教員が入り、学んで小・中学校に帰るというシステムも検討していくことだと思う。

当然、学校ができるまでの間の専門性の向上については、県の教育委員会としても、センター的機能の充実で、学校ができるまでの間も同じような課題が出てくるので、対応しないといけないと思う。

委員： 今もいろいろ工夫しながら研修などを行っているが、なかなか結果として、先生方の意識など、そこまでできていないところがあるので、検討しながら、さらなる手を打っていきたい。

会長： 専門性を図るところで、島の資源の活用ということは当然のことで、特別支援学校と小・中学校との人事交流も専門性の向上というところで、必要ということになった。検討事項の論点については、今言ったようなことで、報告書の原案を書いて、次回、議論していきたいと考えている。

委員： 重度重複の子どもたちの教育内容に関して、その子どもの力、準じる教育課程でできる場合と、療育・教科を合わせた形での指導と自立活動が大切な子どものところで

一つラインを引いていくことも、これから学校を考えるときに一つのポイントかと思う。小豆島の場合は、小学校は数があり、中学校は二つあるので、学校か分校か分教室か分からないが、センター的役割を果たすための核として配置するとき、町のこれからの学校の配置の考え方も絡んでくるのではないかと思う。

委員： センターの機能、教育相談に関して、今分室への相談の中で、早期からの幼児の相談や3歳児、4歳児、5歳児検診に関することまでも含まれてきている。それについては、本当に分室でいいのかという不安もありつつ対応している状態なので、その辺についても、町の保健福祉関係との連携ということも、是非、考えていただきたい。どういう方がそこで助言者となっていったらいいのかも是非検討していただきたい。

会長： 専門性の高い教員が求められるようになってきているということである。大学なども協力機関としてとらえていただいて、小豆島で生まれてよかったと思う子どもたちをしっかりと育てていかないと思う気持ちは同じなので、より良い特別支援教育ができればいいと思っている。

今日の意見を踏まえて、次回は検討結果の取りまとめについて議論をお願いしたいと思っている。そのために、例えば、本校、分校の話が後半でたが、両町の委員には、参加されている会の方で、今日の議論を踏まえて、分校で可能なことがかなりあったが、そのことを伝えていただいて、そのうえでも本校がいるという明確な理由があれば、それを意見としてまとめていただきたらと思う。その際、障害者の権利に関する条約と障害者差別解消法のことであって、確認をお願いしていたが、ここと齟齬がないようにしないといけないことも少し踏まえて、住民の方に説明をお願いしたい。

## (2) その他

事務局： 次回会議は9月上旬を予定している。

## 4. 閉会

特別支援教育課長あいさつ